

佐世保工業高等専門学校教員選考規則

(平成16年4月 1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任のための選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教授の資格)

第2条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者とする。ただし、特定の分野について、特に優れた知識及び経験・実績を有すると認められ、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者にあつては、この限りではない。

- 一 専攻分野について博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）又は技術士等の職業上の高度の資格（理系以外の一般科目の担当教授にあつては、専攻分野について修士以上の学位）を有する者
- 二 次に掲げるいずれかの経歴及び実績を有し、専攻分野について教育上、研究上又は実務上の特に優れた業績を有する者
 - イ 大学、短期大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）における教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）を有し、かつ、最近の業績を有する者
 - ロ 研究所、試験所、調査所等（以下「研究所等」という。）に在職した経験及び教育若しくは研究に関する実績を有し、かつ、最近の業績を有する者
 - ハ 工場その他の事業所（以下「工場等」という。）に在職し、技術に関する業務の経験を有し、かつ、技術に関する特に優れた業績又は特許等の知的財産を有する者
 - ニ 一般科目の担当教授にあつては、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学習指導、生徒指導、課外活動指導等に特に優れた実績があり、かつ、最近の業績を有する者

(准教授の資格)

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者とする。ただし、特定の分野について、優れた知識及び経験・実績を有すると認められ、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい能力を有すると認められる者にあつては、この限りではない。

- 一 前条に規定する教授となることのできる者
- 二 次に掲げるいずれかの経歴及び実績を有し、専攻分野について教育上、研究上又は実務上の優れた業績を有する者
 - イ 大学等における准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）を有し、かつ、最近の業績を有する者
 - ロ 研究所等に在職した経験及び教育若しくは研究に関する実績を有し、かつ、最近の業績を有する者
 - ハ 工場等に在職し、技術に関する業務の経験を有し、かつ、技術に関する優れた業績又は特許等の知的財産を有する者
 - ニ 一般科目の担当准教授にあつては、高等学校において学習指導、生徒指導、課外活動指導等に優れた実績があり、かつ、最近の業績を有する者

（講師の資格）

第4条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 高等学校において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第5条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第2条から前条までに規定する教授、准教授又は講師となることのできる者
- 二 専攻分野について修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有するか、又は、専攻分野について知識及び経験を有すると認められる者であつて、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
- 三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（助手の資格）

第6条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

（選考の願い出）

第7条 教員の採用又は昇任のための選考の必要が生じた学科又は基幹教育科（以下「当該学科等」という。）の学科長又は基幹教育科長（以下「学科長等」という。）は、所定の様式により校長へ願い出なければならない。

（推薦委員会）

第8条 校長は、前条の規定により教員の採用のための選考の願い出があつたとき又は教員

の採用のための選考が組織運営上から必要であると総合的に判断したときは、校務執行会議の議を経て、教員の候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）を推薦させるため、教員候補適任者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置しなければならない。この場合において、校長は、あらかじめ、当該学科等の学科長等の意見を踏まえて、選考方針を定めるものとする。

2 推薦委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 当該学科等の学科長等
- 二 当該学科等から選出された教授 若干人
- 三 当該学科等以外の学科又は基幹教育科から選出された教授 若干人
- 四 その他校長が必要と認めた者

3 前項第2号の委員の選出に当たって、准教授、講師、助教又は助手の採用のための選考であり、かつ、特に必要があると認められる場合は、准教授を含めて選出することができる。

4 第2項に掲げる委員のほか、校長が必要と認めるときは、本校の教職員以外の者で選考しようとする教員が担当することとなる専門分野に関し広くかつ高い識見を有するものを委員に加えることができる。

5 前項の委員は、校長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第9条 推薦委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 推薦委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

（候補適任者の推薦）

第10条 推薦委員会は、原則として複数の候補適任者を校長に推薦しなければならない。

2 推薦委員会は、前項の推薦を行うに当たっては、公募等により広く候補適任者の選定を行うものとする。

（審査委員会）

第11条 校長は、推薦委員会から推薦された候補適任者及び昇任させようとする教員の資格を審査するため、教員資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の審査は、採用の場合は推薦委員会からの推薦調書（書面（教育研究等の業績）、面接及び模擬授業による審査結果等）に基づき行い、昇任の場合は書面、面接及び模擬授業等により行うものとする。ただし、昇任の場合にあっては、面接及び模擬授業を行わないことができる。

第12条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 筆頭副校長
- 三 副校長
- 四 当該学科等の学科長等
- 五 事務部長
- 六 その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員のほか、校長が必要と認めるときは、本校の教職員以外の者で高等専門学校の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを委員に加えることができる。

3 前項の委員は、校長が委嘱する。

(委員長)

第13条 校長は、審査委員会の委員長となる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

4 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第14条 委員長が必要と認めたときは、審査委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第15条 委員長は、必要に応じ、審査委員会に関係教職員を出席させることができる。

(候補者の決定)

第16条 校長は、審査委員会の審査の結果を校務執行会議で諮り、候補者を決定する。

(事務)

第17条 推薦委員会及び審査委員会の事務は、総務課において処理する。

(配置換のための選考)

第18条 第7条及び第11条から第17条までの規定は、教員の配置換のための選考について準用する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の改正前における助教授としての経歴は、准教授としての経歴とみなす。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年6月18日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月12日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。